

令和7年度 入学生用

入学・入寮のしおり



学校法人 吉備高原学園

吉備高原学園高等学校

この冊子は3年間使用しますので、大切に保管してください。

生徒氏名	学籍番号（生徒手帳の身分証明書No.）				
学年	組	出席番号	HR担任名	HR担任名	学年主任名
第1学年					
第2学年					
第3学年					

目 次

建 学 の 理 念

教育目標と教育方針 沿革

校 章 校 歌

1. 教育課程	1, 2
2. 日 課 表	3
3. 年間行事	4
4. 学校配置図	5
5. 図 書 館	6
6. 情報検索のためのインターネット利用について	6
7. 吉備高原学園高等学校 学則（抜粋）	7～10
8. 寮則	11, 12
9. 生徒心得（生活目標）	13, 14
10. 生徒指導の指針	14～16
11. 服装・頭髪等身だしなみに関する規定	17
12. 携帯電話等通信機器に関する規定	18
13. 学 用 品	19
14. 留学および語学研修について	19
15. 経費	20～22
16. 入寮時までの準備	22
17. 学校保健関係の書類について	23
18. 入学後の健康診断結果通知について	23
19. 寮での持ち物について	23, 24
20. 日本スポーツ振興センター	25
21. 学校感染症による出席停止扱いについて	26
22. 事務室	27
23. 福利厚生関係	28
24. 学生総合保険	28
25. 生徒・担任への連絡方法と帰省・帰寮時間について	29

○学校所在地・寮所在地・WEBサイトについて

『全寮制による全人教育とコース制による個性尊重教育』

本校は生徒と先生が生活を共にする全寮生活を通じて『豊かでたくましく挫けない心』の教育と、多彩な専門コースの選択により、生徒各自の適性と能力を最大限に引き出し引き伸ばす『個性の開花』を建学の理念とする。

教育目標 『自立・創造・友情』

学園生活を通じて自主自立の精神を養い、この世に何ができるのかを問い続ける、心身共に健康でたくましい若者を社会に送り出すことを目指す。

教育方針 『つなぐ力』

心をつなぐ 信頼をつなぐ 将来へつなぐ

豊かな自然環境の中で、多彩な学校行事、寮行事を通じて『つなぐ力』を育成する活動に努め、社会適応能力の向上とたくましい心身の形成を目指す。

○心身の鍛錬 ○礼節の尊重 ○自立・協調 ○規則の遵守 ○学習への意欲

本 校 の 沿 革

平成 2 年 1 0 月 4 日	学校法人 吉備高原学園設立認可 吉備高原学園高校設置認可 学校法人 吉備高原学園 初代理事長 長野 士郎（岡山県知事） 副理事長 加計 勉 就任
平成 3 年 4 月 1 日	学校法人 吉備高原学園 初代学園長 加計 勉 就任 吉備高原学園高校 初代校長 三澤 和昭 就任
平成 3 年 5 月 2 1 日	学校法人 吉備高原学園 吉備高原学園高校 開学記念式典举行
平成 8 年 1 1 月 1 2 日	学校法人 吉備高原学園 第 2 代理事長 石井 正弘（岡山県知事）就任
平成 1 1 年 4 月 1 日	吉備高原学園高校 第 2 代校長 日向 邦夫 就任
平成 1 2 年 1 0 月 2 2 日	学校法人 吉備高原学園 創立 1 0 周年記念式典举行
平成 1 4 年 4 月 1 日	吉備高原学園高校 第 3 代校長 堀 良三 就任
平成 1 7 年 4 月 1 日	吉備高原学園高校 第 4 代校長 永易 恒夫 就任
平成 1 9 年 4 月 1 日	吉備高原学園高校 第 5 代校長 有吉 一行 就任
平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日	学校法人 吉備高原学園 第 2 代学園長 加計 役 就任
平成 2 2 年 1 0 月 2 日	学校法人 吉備高原学園 創立 2 0 周年記念式典举行
平成 2 4 年 4 月 1 日	吉備高原学園高校 第 6 代校長 木畑 廣伸 就任
平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日	学校法人 吉備高原学園 第 3 代理事長 伊原木 隆太（岡山県知事）就任
平成 2 6 年 1 月 2 1 日	大韓民国 学校法人春泰学園 全南女子商業高等学校と教育交流協定締結
平成 2 9 年 4 月 1 日	吉備高原学園高校 第 7 代校長 諸藤 定良 就任
令和 2 年 1 0 月 3 日	学校法人 吉備高原学園 創立 3 0 周年記念式典举行
令和 5 年 4 月 1 日	吉備高原学園高校 第 8 代校長 難波 徹洋 就任
令和 7 年 2 月 1 7 日	吉備中央町・吉備中央町教育委員会と包括連携協定を締結

校 章



全寮制によるふれあいをとおして真の人間教育をめざす。

吉備高原学園高等学校 (K I B I K O G E N G A K U E N) の K I B I と K O G E N の「K」を人にみたと、人と人とのふれあいを図案化している。

中央の人は、人と人とのふれあいによって心身ともに健康でたくましい人物を育てるという本校の教育目標を表現しています。

校歌の譜

吉備高原学園高等学校 校歌

作詞 永瀬 清子

作曲 小六禮次郎



吉備高原学園高等学校校歌

作詞 永瀬 清子
作曲 小六禮次郎

一、若松の みどりのかげに
ぼくたちは 出逢ったよ
あたらしい夢 胸に 描き
おお 未来にむかつてすすもう

のぞむこと 限りなく
きつと きつと
みつけよう そのことを
探したそう そのことを

この世に何ができるかを できるかを

二、やがて咲く 野ばらも萩も
それぞれに 花咲かせて
青空のもと 香り ふかく
おお 光にむかつてすすもう

生きていく あかしを
きつと きつと
みつけよう ぼくたちで
探したそう ぼくたちで

この世に何ができるかを できるかを

三、はてしない 宇宙のなかで
うるわしい 地球はめぐる
くれないの朝 あけて ゆけば
おお 夕ぐれにほほえみかわそう

あたらしい この道を
きつと きつと
もとめよう 手をとって
いのちある 明日をめざし
創ろう開けゆく世紀を 世紀を

1. 教育課程〔全日制・普通科〕

高等学校の教育課程は、各教科・科目、総合的な探究の時間および特別活動の領域から構成されており、各教科にはそれぞれの科目が設けられている。総合的な探究の時間では、教科の枠を超えた横断的な学習に取り組む。特別活動にはホームルーム活動、生徒会活動、学校行事がある。

また、本校特有の学習として、生徒の興味・適性を踏まえ、10種の多彩な分野から選択できる専門的なコース学習がある。

このほか、本校は全寮制であることから、多彩な学校行事・寮行事がある。

（1）各教科・科目

1年生では、必修科目を中心とする普通科目と、2年生からのコース学習選択のため、コースの基礎を履修する。

2年生からは、個人の興味・適性等に応じて、ビジネス系、文系、理系に分かれ、さらにコースに所属し、普通科目および専門科目を履修する。

（2）総合的な探究の時間

横断的・探究的な学習を通して、課題を発見し解決していくための資質・能力の育成をめざす。

本校では、1年次に「地域探究」の学習を行い、2年次以降、専門コースの知識とスキルを活かした地域課題の解決を目指す。

（3）特別活動

特別活動はホームルーム活動、生徒会活動、学校行事からなる。

特に、本校では学校と寮を併せて、多彩な行事を展開する。

① ホームルーム活動

週1回50分間のホームルーム（LHR）を行う。この他に毎朝20分間、夕方には10分間のショートホームルーム（SHR）を行う。

② 読書等の時間

朝のショートホームルームの時間の中で、10分間程度の読書等の学習活動を行う。

③ 生徒会活動

異年齢の生徒同士で協力して、学校生活の充実と向上を図るために、自主的・実践的に役割を果たす。

1. 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画と運営

2. 学校行事への協力

3. ボランティア活動などの社会参画

本校では「一人一役」、全員が委員会に所属し、活動する。

④ 学校行事

学校行事には、入学式等の儀式的行事、文化祭等の文化的行事、体育祭や登山等の健康安全・体育的行事、遠足・校外研修等の旅行・集団宿泊的行事、その他ボランティア活動など勤労生産・奉仕的行事があり、学年、時期に応じて展開する。

⑤ 寮行事

七夕会やクリスマス会など、様々な寮行事を生徒自身が企画・運営することで主体性の育成と寮生間の仲間づくりを目指す。また、楽しい時を共に過ごすことが思い出づくりともなっている。

（4）部活動

生徒の文化・体育の活動を通して、健全な心身の発達を図り、共通の興味、関心を追求し、社会的態度の育成を目標とする。

○運動部

陸上競技部、硬式野球部、サッカー部、テニス部、バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、卓球部、剣道部、古武道部、柔道部、アーチェリー部

○文化部

音楽部、新聞・写真部、美術部、演劇部、放送部、書道部、茶道部、JRC部

○同好会

ダンス同好会、アウトドア同好会、ものづくり同好会

令和7年度入学生 学年進行カリキュラム

	令和7年度	令和8年度			令和9年度									
単位	1 年	2年			3年			単位						
		ビジネス系	文系	理系	ビジネス系	文系	理系							
1	現代の国語	論理国語			倫理国語			1						
2								2						
3		公共						文学国語			3			
4	言語文化				日本史 or 世界史探求		物理基礎 or 生物基礎				4			
5		化学	5											
6			地理総合	7							6			
7	7													
8	歴史総合	数学 A			ビジネス 基礎	古典研究 or 数学Ⅱ	物理 or 生物	8						
9								9						
10	数学Ⅰ	生物基礎		数学Ⅱ	ビジネス コミュニケ ーション	政治・経済	数学 B	10						
11								11						
12		芸術Ⅱ			日本史 or 世界史探求			12 13 14		12				
13	化学基礎			13										
14		体育					15 16 17			14				
15	地学基礎				保健				15					
16		16												
17	体 育	英語コミュニケーションⅡ			18 19			17						
18								18						
19	保 健	情報Ⅰ						英語コミュニケーションⅡ			19			
20	芸術Ⅰ				ビジネス 基礎						英語 論理・表現Ⅰ			20
21		21												
22	英語 コミュニケーションⅠ	ビジネス コミュニケ ーション	古典探求 or 数学Ⅱ	化学	専門コースに係る科目			22						
23								23						
24	24													
25	家庭基礎	専門コースに係る科目						25						
26								26						
27	専門基礎 科目							27						
28								28						
29								29						
30								30						
31	総合的な探究の時間							31						
32	LHR							32						

2. 日 課 表

区 分	平 日 （*半日授業日）	休 日
起床・朝点呼	7 : 1 0	8 : 0 0
清 掃	点呼後 ～ 7 : 3 0	点呼後 ～ 8 : 2 0
朝 食	7 : 3 0 ～ 8 : 1 0	8 : 2 0 ～ 9 : 0 0
出 寮	～ 8 : 3 0	
SHR・読書 第 1 時 限 第 2 時 限 第 3 時 限 第 4 時 限	8 : 4 0 ～ 8 : 5 5 9 : 0 0 ～ 9 : 5 0 1 0 : 0 0 ～ 1 0 : 5 0 1 1 : 0 0 ～ 1 1 : 5 0 1 2 : 0 0 ～ 1 2 : 5 0 (* 4 限後、SHR・清掃、下校)	
昼 食	1 2 : 5 0 ～ 1 3 : 4 0 (* 1 3 : 1 0 ～ 1 4 : 0 0)	1 2 : 5 0 ～ 1 3 : 4 0
第 5 時 限 第 6 時 限 SHR・清掃	1 3 : 5 0 ～ 1 4 : 4 0 1 4 : 5 0 ～ 1 5 : 4 0 6 限終了後	
寮 門 限 外 出 門 限	夏時間 1 8 : 3 0 冬時間 1 8 : 0 0 夏時間 1 8 : 0 0 冬時間 1 7 : 3 0	寮門限・外出門限共に 夏時間 1 8 : 0 0 冬時間 1 7 : 3 0 ※帰寮点呼を行う
	※ 4 月～文化祭までを夏時間、以降 3 月末までを冬時間とする	
入 浴	1 7 : 0 0 ～ 1 9 : 4 5	1 7 : 0 0 ～ 1 9 : 4 5
夕 食	1 8 : 0 0 ～ 1 9 : 4 5	1 8 : 0 0 ～ 1 9 : 4 5
夜 点 呼	2 0 : 1 0	2 0 : 1 0
自主学習 同 袍 ゼ ミ	2 0 : 1 0 ～ 2 1 : 3 0	自主学習のみ（ゼミ休講）
消 灯	2 2 : 3 0	2 2 : 3 0
就 寝	2 3 : 0 0	2 3 : 0 0

※感染症の拡大など、状況に応じて特別の日課編成を行う場合がある。

※就寝時間以降も学習室で学習することができる。

3. 年間行事

	学 校 行 事	寮行事他	地域行事他
4 月	前期始業式 入学式 オリエンテーション 野外炊事 避難訓練（新入生）1 日旅行 進路説明会（3 年）	新入生歓迎会	吉備高原都市さんさん祭り（4 月） 県総体（6 月） 保護者等懇談期間Ⅰ（4～6 月） WEBオープンスクール 吉備の里ふるさと祭り（6 月）
5 月	歯科検診 球技大会	部屋替え（1 年）	
6 月	前期中間考査（1・2 年） 生徒会役員選挙 教育実習 PTA 総会・講演会 公開授業 探求学習発表会	SMILECUP （校内バスケットボール大会）	
7 月	前期末考査（3 年） コース説明・相談会（1 年） 地区別保護者等会 進学合宿	KIBIROCK（校内音楽会） WINGCUP（校内バドミントン大会） 七夕会	体験型オープンスクール ブルーベリーランドボランティア
8 月	夏休み登校日（1 年）		夏季休業 吉備高原鬼伝祭 寮宿泊体験会 WEBオープンスクール
9 月	前期末考査（1・2 年） 前期終業式 研修旅行（2 年）	部屋替え（1・2 年）	体験型オープンスクール
10 月	体育祭後期始業式 避難訓練（全学年） 第1 学年登山研修		車いすふれあいロードレース （10 月） 加茂大祭（10 月） 自然薯祭（11 月） 保護者等懇談期間Ⅱ（10～12 月） WEBオープンスクール（10 月） 体験型オープンスクール（11 月） 寮宿泊体験会（10・11 月） 冬季休業
11 月	文化祭 教育実習 人権教育講演会	KIBICUP （校内バレーボール大会） KIBIGAMEWARS （校内eスポーツ大会）	
12 月	第1・2 学年後期中間考査 保護者等会（3 年） 公開授業 進路相談会（2 年） 進学合宿	クリスマス会	
1 月	学年末考査（3 年）		1 期入試 入試相談会
2 月		1・2 年生棟移動 KIBIリーグ（校内卓球大会） 退寮式	2 期入試 入試相談会
3 月	卒業式 学年末考査（1・2 年） 後期終業式 退任式	部屋替え（1・2 年）	3 期入試 4 期入試 入学入寮説明会 WEB オープンスクール 春季休業

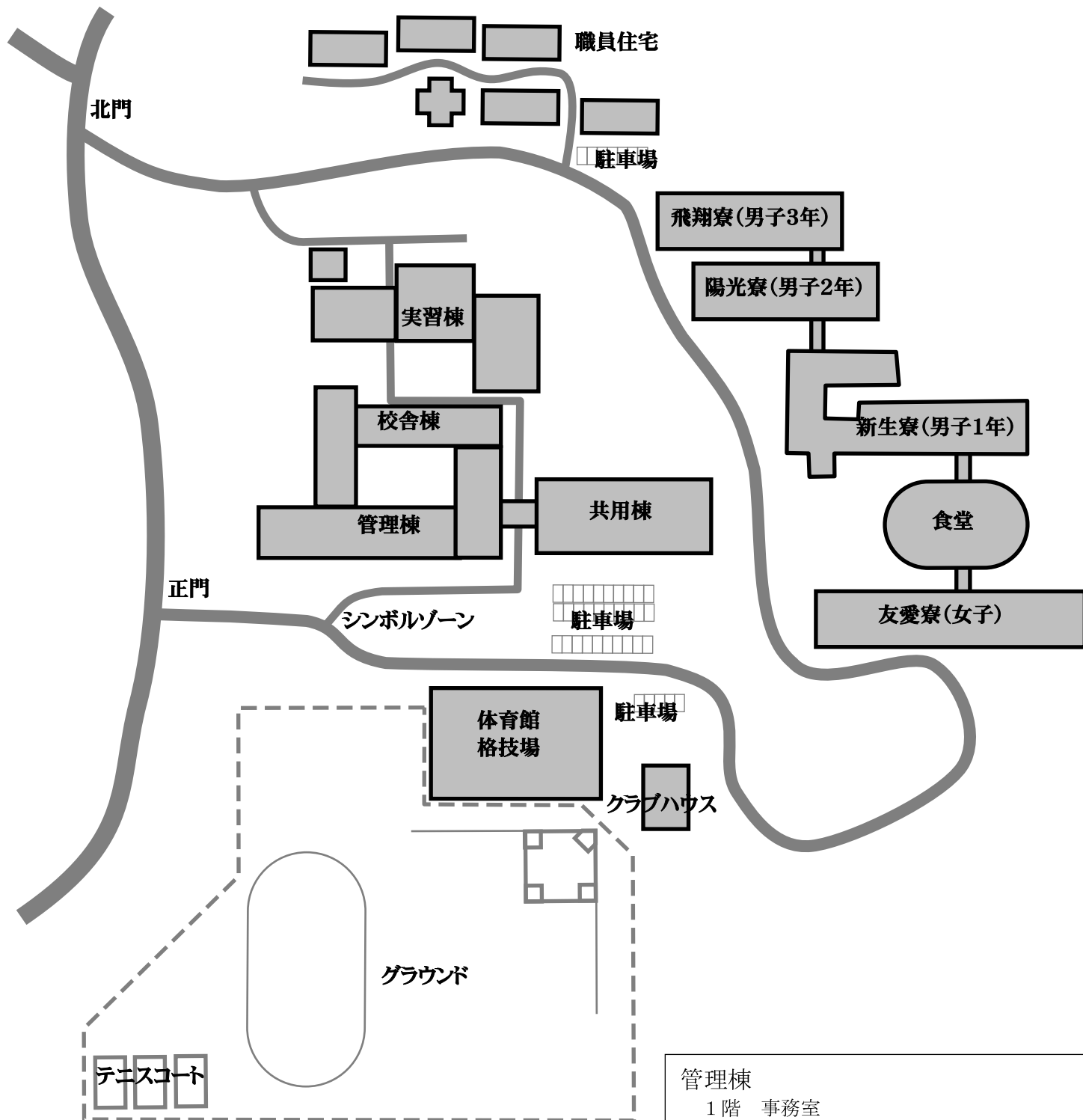
感染症の状況等で行事によって、変更・中止になる場合があります。

各種検定 …… 英語・漢字・数学・日本語・Literas論理言語力・日本語ワープロ・情報処理・

電卓・計算実務・簿記等の検定を実施。（資格検定委員会からの別紙配付資料を参照）

KIBICUP、KIBIROCK等は部活動主催の自由参加型大会です。

4. 学校配置図



実習棟

緑化システム 陶芸デザイン クラフトデザイン

共用棟

美術教室 (マンガ・アニメーション)
図書室 視聴覚教室 音楽教室
書道教室 作法室 保健室 管理員室

体育館

1階 格技場 トレーニングルーム
2階 アリーナ

管理棟

1階 事務室
校長室 学園長室 理事長室
2階 教員室 相談室 面会室

校舎棟

2階 1年教室 3年教室
被服室 調理室
福祉講義室・実習室
理科室 生徒会室

共用棟

3階 2年教室 3年教室 多目的教室
情報処理実習室 (西・東)
キャリア講義室 国際講義室

5. 図 書 館

図書館には、23,000冊の図書が整備されており、明るい閲覧机やソファが配置されている。書籍は絵本・雑誌・マンガから各分野の専門書、百科事典や大図鑑まで幅広くそろっており、多くの本に接し、読書の習慣と楽しさを体得してほしい。また、階上にはDVDが視聴できる音楽図書館が併設されている。

(1) 開館時間

6時限日程	昼食時	12:50～13:40
	放課後	15:50～16:45
水曜4時限日程	放課後	12:50～15:30
閉館日	土曜・日曜・祝祭日 生徒帰省期間 図書館長が認めた日時	

(2) 利用方法

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 館内閲覧 | 4. リファレンスサービス |
| 2. 館外貸出 | 5. 視聴覚資料の視聴 |
| 3. 特別授業の教室 | 6. 文献資料の複写 |

(3) 音楽図書館

備えているDVDなど視聴覚資料が予約制によって視聴できる。なお、個人ソフトの持ち込みやコピー行為は禁止している。

※図書館の利用方法や規定については、入学後、オリエンテーションで詳しく説明する。

6. 情報検索のためのインターネット利用

情報処理実習室にはインターネットへの回線がありますが、生徒への自由な開放は行っておりません。必要な場合は担当教員の許可と指示に従って利用してください。不適切な利用が見られる場合には、全面的な利用禁止もあります。

利用規程（要約）

- 実習室は原則として情報科教員が解錠と施錠を行う。教科や生徒会活動、部活動などの利用は担当の教科担任・顧問の許可と指導の下で利用する。
- 開放する教室
情報処理実習室西・東（校舎棟3階）
※行事等によっては、利用できない場合がある。
※原則として、情報科教員あるいは担当の教科担任・顧問が実習室に不在、もしくは対応できない場合は開放しない。

7. 吉備高原学園高等学校 学則（抜粋）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 本校は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、私学としての自主性と公共性を高めながら、全寮制教育による全人格的な教育の実践を通じて、勤労を尊び自主的創造的精神に充ちた心身共に健康な人物を育成し、地方文化・教育の伸展に寄与することを目的とする。

（名 称）

第 2 条 本校は、吉備高原学園高等学校という。

（位 置）

第 3 条 本校は、岡山県加賀郡吉備中央町上野 2400 番地に置く。

第 3 章 修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）

第 5 条 本校の修業年限は、3 年とする。

（学年及び学期）

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 学年を分けて次の 2 期とする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日等）

第 7 条 省略

第 4 章 入学、退学、転学及び休学

（入学資格）

第 8 条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

（1）中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

（2）外国において、学校教育における 9 年の課程を終了した者

（3）文部科学大臣の指定した者

（4）その他、本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（転入学及び編入学資格）

第 9 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、校長が別に定めた要件を満たしていると認められる者とする。

2. 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

（入学許可）

第 10 条 入学を希望する者は、選考を行い校長が学園長と協議の上これを許可する。

2. 入学の時期は、年度の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、相当の時期に、入学を許可することができる。

（出願手続）

第 11 条 入学を希望する者は、入学願書等に受験料を添えて校長に願出しなければならない。

（入学手続）

第 12 条 入学を許可された者は、所定の期日までに保証人連署の在学保証書、住民票記載事項証明書並びにその他必要とする書類に入学時納付金を添えて、校長に提出しなければならない。

2. 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことができる。

（転入学・転学）

第 13 条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を希望する生徒があるときは、選考のうえ修得した

単位に応じて、相当学年に転入学を許可することができる。

2. 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明記し、保護者等と連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(編入学)

- 第14条 校長は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者で、編入学を希望する者がある場合は、選考のうえ修得した単位に応じて、相当学年への編入学を許可することができる。

(退学)

- 第15条 生徒が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明記し、保護者等と連署のうえ、必要書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第16条 本校を退学又は転学した生徒が、再入学を願い出たときは、その事由により相当学年への再入学を許可することができる。

(休学)

- 第17条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由のため3月以上出席することができず休学しようとするときは、所定の書類にその事由と期間を明記し、医師の診断書等その事由を明らかにする書類を添え、保護者等と連署のうえ、校長に願い出なければならない。
2. 校長は、前項による願い出を適当と認めたときは、休学を許可するものとする。
 3. 休学の期間は3月以上から当該年度の年度末までとする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。なお、休学期間は通算して3年を超えることはできない。

(復学)

- 第18条 休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事由及び期日を明記し、医師の診断書その他その事由を明らかにする書類を添え、保護者等と連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

- 第19条 校長は、生徒が伝染病にかかり若しくはその心配があるとき又、教育上必要があると認められるときはその生徒に対し出席停止を命ずることができる。

(忌引)

- 第20条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、別に定めるところにより、これを許可することができる。

(身上事項の異動の届出)

- 第21条 生徒が、氏名、本籍、住所の変更その他身上に異動があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第5章 教 育 課 程

(教育課程)

- 第22条 教育課程は、別表Ⅰのとおりとする。(P.2 参照のこと)

第6章 課 程 の 修 了 及 び 卒 業

(課程の修了及び卒業)

- 第23条 校長は、学習指導要領の示すところにより、本校に定める教育課程において、学校が定めた所定の単位を修得した者で、特別活動の成果が満足できると認められる者について課程の修了を認定する。
2. 課程の修了を認定する時期は年度の終わりとする。ただし、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、これを認定することができる。
 3. 校長は、前項の規定により全課程を修了したと認定した者には、卒業証書を授与する。

(学習の評価)

- 第24条 学習の評価については、校長が別に定める内規による。

第 7 章 保護者等 及び 保証人

(保護者等)

第 25 条 保護者等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 親権者
 - (2) 親権者がいないときは後見人
2. 保護者等は、その保護する生徒の本校に対する一切の債務を弁償し、その身上に関する一切の責を負わなければならない。

(保証人)

第 26 条 保護者等は、自己のほか、独立の生計を営む成年者で、生徒の生活と教育について学校に対し責任を負うことのできる者 1 人を保証人として定めなければならない。

(保護者等及び保証人の変動)

- 第 27 条 保護者等又は保証人が転籍・転居又は氏名の変更をしたとき、その他身上に変動があった場合には、速やかに校長に届け出なければならない。
2. 前項の変動が、死亡、失そう又は成年被後見人若しくは破産等にかかるものであるときは、改めて保護者等又は保証人を定めなければならない。
 3. 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、変更させることができる。

第 8 章 教 職 員 組 織

第 28 条 省略

第 9 章 授業料その他の納付金、入学時納付金及び受験料

(授業料その他納付金、入学時納付金及び受験料等)

- 第 29 条 本校の授業料その他の納付金、入学時納付金及び受験料等の種類及び額は、別表Ⅱのとおりとする。
2. 前項以外の臨時の納付金については、その都度定めるものとする。

(納入、滞納及び納入の特例)

- 第 30 条 生徒が、在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料その他の納付金を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 月の中途において編入学し、又は他の学校から転入学した者に対しては、その月から授業料その他の納付金を徴収する。
 3. 生徒が休学したときは、第 1 項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除する。ただし、その始期が月の初日である場合には、その始期の属する月から授業料を免除することができる。
 4. 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料その他納付金を 4 月以上滞納し、納入の見込みがない場合、校長は生徒を除籍することができる。

(納入金の不還付)

第 31 条 既に納入した授業料その他の納付金、入学時納付金及び受験料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第 10 章 褒 賞 及 び 懲 戒

(褒賞及び懲戒)

- 第 32 条 学校は、教育上必要と認めた場合は、生徒を褒賞又は懲戒することができる。
2. 懲戒のうち、訓告、停学、退学の処分は校長が行う。
 3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者
 4. 校長は、生徒が学校の施設又は物品をき損し、又は紛失したときは、その情状によって現品又はその代償の全部又は一部を賠償させることができる。

第 11 章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

- 第 3 3 条 本校は全寮制とする。
2. 寮に関する必要な事項は、校長が別に定める。

第 12 章 そ の 他

(留 学)

- 第 3 4 条 生徒が留学を希望するときは、保護者等と連署のうえ、校長に願い出なければならない。
2. 校長は、前項による願い出を教育上有益と認めたときは、留学を許可するものとする。
3. 留学の取り扱いに関する細則は校長が別に定める。

第 13 章 雑 則

(実施細則)

- 第 3 5 条 この学則の実施に関し、必要な細則は校長が別に定める。

附 則

この改正学則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

8. 吉備高原学園高等学校 寮則

第1章 総 則

(寮則の趣旨)

第1条 この寮則は吉備高原学園高等学校（以下、「本校」という。）の寮運営の円滑と寮生活の質的向上を目的とし学則第1条に基づき定めるものとする。

(寮生活の目的)

第2条 寮生活は本校の掲げる教育目標を、寮生活を通して達成することを目的とする。

「教育目標」

自立、創造、友情の精神を養い、心身ともに健康で、たくましい人物を育てる。

第2章 寮の組織と運営

(寮の構成)

第3条 本校の寮は、新生寮、陽光寮、飛翔寮、友愛寮の4つの寮から成る。

(教職員組織及び業務)

第4条 寮の運営に関する組織は次のとおりとする。

1. 寮の運営組織は校長、教頭、舎監、事務職員および管理員で構成する。
2. 舎監は本校教員が兼務する。
3. 寮事務は学校事務職員が兼務する。
4. 職員業務は別に定める。

(寮生の自治組織および活動)

第5条 寮生の自治組織として生徒会を置く。

2. 生徒会組織と活動については別に定める。

(閉寮期間)

第6条 寮の閉寮期間は寮連絡委員会（舎監、管理員、事務職員）で検討し、決定する。

2. 非常災害その他特別の事情があるときは、臨時に閉寮することができる。
3. 長期休業期間中に寮内整備、清掃のため完全閉寮日を必要に応じて設けその期間中の寮生の一切の立ち入りを禁じる。

(帰 省)

第7条 原則として寮生は第6条に定められた期間は帰省しなければならない。

2. 帰省中は寮内の貴重品等を持ち帰らなければならない。

第3章 入寮および退寮

(入 寮)

第8条 学則第4章により本校に入学が許可された者だけが入寮できる。

(退 寮)

第9条 学則第6章により退寮の時期は卒業時とする。ただし、学則第15条により本校を退学する場合は退寮しなければならない。

2. 第10条または第14条の規定に違反した場合、もしくは特別の理由がある場合、校長は退寮を命ずる。

第4章 寮 生 活

(基本規則)

第10条 入寮生（以下、「寮生」という。）は、次の行為は許されない。

- (1) いかなる暴力およびいじめに類する行為。
- (2) 他人の所有物を盗む、又は無断借用する行為。
- (3) 酒、煙草または有害な薬物を所有したり、使用したりする行為。
- (4) 行き過ぎた男女交際。
- (5) 許可のない異性の寮への立ち入り行為。

- (6) 無届けの外出、外泊行為。
- (7) 無許可での携帯電話の持ち込み並びに使用時間等の厳守違反行為。

(風紀、清潔、整頓)

- 第11条 寮生は常に身だしなみに気をつけ、お互いに礼節をつくすこと。
- 2. 衣類、寝具、室内、学習室等の清潔、整頓を心がけること。

(生活日課)

- 第12条 寮生は、起床、消灯は特別の許可のある他はこれを厳守する。
- 起床 午前 7時10分
 - 消灯 午後 10時30分
 - 2. その他の生活日課については別に定める。

(所持品)

- 第13条 寮生の所持品については別に定める。
- 2. 特別の理由があり、かつ舎監が指導上必要があると認めた時は所持品を調べ申告させることがある。

第5章 褒賞および懲戒

(褒賞および懲戒)

- 第14条 校長は、学則第32条に基づき寮生を褒賞または懲戒することができる。
- 2. 寮生が寮内の施設または物品をき損し、または紛失したときは、学則32条第4項に基づき、その情状によって現品またはその代償の全部または一部を賠償させることができる。

第6章 雑 則

(実施細則)

- 第15条 この寮則の実施に関し、必要な細則は別に定める。

(寮則の改廃)

- 第16条 この寮則の改廃は、職員会議の議を経て行うものとする。

附 則

この寮則は、平成3年4月1日より施行する。
この改正寮則は、平成15年4月1日から施行する。
この改正寮則は、平成27年4月1日から施行する。
この改正寮則は、平成28年4月1日から施行する。
この改正寮則は、令和 7年4月1日から施行する。

9. 生徒心得（生活目標）

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、人格の向上に努める。

寮生活を通し規則正しい生活習慣を身に付けると共に、ルールや時間を守る公正さ、他人を思いやる優しさ、困難に負けないたくましさを身に付ける。

個性の開花を目指し、自己鍛錬に励むと共に、他人の個性を認め、尊重する寛容さと協調性を身に付ける。

（1）仲間作り、交友関係

お互いを尊重し、共に切磋琢磨しながら成長できる仲間作りに励む。いじめやからかい等、人の尊厳を侵すことは決してしない。今日、情報化が進む中、通信機器を使って、顔の見えない相手とのやり取りはしない。男女交際については、節度のある行動をする。

（2）挨拶、言葉遣い

挨拶は社会の中でより豊かに生きるために大切な行動である。来校者、教職員、先輩、同級生に對し明るく、大きな声で挨拶する習慣を身につける。平素より礼儀正しさを心がけ、言葉遣い、態度は常に節度を持つ。

（3）時間厳守

時間厳守は集団生活の中で重要視される約束事である。10分前行動、5分前集合を心がける。

（4）清掃、環境美化

- ① 快適な生活環境を維持するため、環境美化を心がけ、清掃の励行に努める。
- ② 節約意識を持ち省エネ、省資源を心がける。
- ③ 施設・備品を大切に使う。落書きやシール・ポスターの貼り付け、個人の独占使用はしない。破損、汚損、紛失の場合は届け出る。

（5）身だしなみ

清潔感があり、状況に応じたものを心がける。

- ① 制服 … 式典等、帰省・帰寮時、その他学校で指定された時は制服を正しく着用する。
- ② 通常授業時の服装 … 授業に適した服装を着用する。寮での服装と区別をつける。
- ③ 自由装 … 寮内および外出時は風紀を乱さないもの、他人に不快感を与えないものの範囲で自由とする。
- ④ 頭髪、その他 … 頭髪は爽やかで清潔感の感じられる髪型であることを基本とする。髭はそる。眉毛の加工はしない。装飾品及び化粧品は一切禁止する。感染症対策として、状況に応じてマスクを着用する。

※「服装・頭髪等身だしなみに関する規定」は別に記載

（6）所持品

- ① 貴重品は責任を持って自己管理する。所持品には全て記名する。
- ② 学校へは、スマホ・携帯電話、漫画、ゲーム、お菓子・ガム等学習に不要な物を持ち込まない。
- ③ 所持金は5千円を上限とし、キャッシュカードは利用しない。
- ④ 生徒間の金品の貸し借りや物品の売り買い、物品交換、カンパ行為はしない。

※寮への荷物の持ち込みについては「寮則」及び「入学・入寮のしおり」に記載

（7）外出・外泊

- ① 外出時は外出簿への記入をする。近隣以外に外出する際は担任の許可を得る。
- ② 外泊時は保護者等承認のもと、担任の許可を得た上で外泊簿に記入する。
- ③ 外泊および近隣以外への外出許可証明は生徒手帳をもって行う。
- ④ 帰寮すべき日にやむを得ず帰寮できない、あるいは遅刻する場合は必ず担任に連絡する。
- ⑤ 帰省期間以外に友人宅等に宿泊することはできない。
- ⑥ 外出・外泊をする際の交通手段は、公共交通機関か保護者等が運転する車に限る。
(やむを得ない場合は保護者等承認の上、担任許可を得る。)

(8) 届け出・その他

- ① 災害、事故、不幸、犯罪、感染症、補導等、重大な事項は全て学校に届け出る。
- ② 授業の欠課、遅刻、早退は必ず教員に申し出る。また、相談室、保健室の利用の際は、担任の許可を得る。
- ③ 自転車の持ち込みは生徒指導課に届け出をし、鑑札をつける。
- ④ 寮内への携帯電話等通信機器の持ち込みは所定の手続きをし、届け出る。
(学校への持ち込みは不可)

※通信機器に関する規定は別紙に記載

- ⑤ アルバイトは保護者等承認の上、生徒指導課に許可を得て行うことができる。
- ⑥ 運転免許の取得は認めない。但し、卒業試験終了後、条件を満たせば届け出の上、自動車学校への入校が認められる。

10. 生徒指導の指針

本校は学校生活と寮生活からなる全寮制の高等学校です。お互いが思いやりを持って、助け合いながら成長できる環境を保つために、本校独自のルール（約束）を設けています。定められたルールを守るとは、社会への適応性を身につけることでもあり、本校が目指す全人教育の一環であります。全ての生徒の権利が守られる学校であるためには、生徒皆さんの自覚と良識ある行動が不可欠です。一人ひとりがお互いの権利を尊重し、理解することで、公平で安心できる環境が保たれることを自覚してください。以下に、寮および学校の中で禁止されていることを示します。

禁止事項

(1) 暴力および暴力的な行為

暴力は生命に危険を及ぼす可能性があり、人を大切にすることからもっとも遠い行為です。生命に危険を及ぼす可能性もあります。いくら相手に原因があったとしても暴力での解決を許しません。

- 例)
- ・蹴る、叩く、殴るなどして相手を痛める。
 - ・「死ね」「殺す」など言葉で相手を威嚇する。または暴力を予告する。
 - ・とおりがりにわざとぶつかる。プロレス技をかける。

(2) いじめ、嫌がらせ、からかい

全ての人が平等であるべきです。自分のことを大切にすることと同時に、他の人の尊厳も大切にすべきです。相手が嫌と言わなかったという言い訳は認めません。

- 例)
- ・相手のいやがる呼び方をする。身体的特徴をとりあげ、からかう。
 - ・お菓子など食べ物をせびる。おごってもらう。
 - ・マッサージや洗濯をさせる。ジュースを買いに行かせる。
 - ・所有物（くつ、かばん等）を隠す。
 - ・SNS 上へ誹謗中傷の書き込みをする。無断で写真を撮り、掲載する。

★いじめに対する報告義務

いじめ防止対策推進法が制定され、本校でもいじめ防止対策推進委員会を設置し、いじめが絶対に起こらない学校づくりに取り組んでいます。万が一、いじめと判断される事例が起きた場合は、各都道府県教育委員会ならびに所轄庁に報告するとともに、警察への連絡も義務付けられており、学校として厳しい措置（退学）を課することとなります。

なお、重大な犯罪行為的な事案となれば、警察の介入もあり、さらには犯罪行為として刑法により罰せられることとなります。

(3) 盗み、器物損壊

自分の物が無くなるようでは、安心して寮の中で過ごせません。盗み、恐喝行為は厳禁です。また、物をこわしたら弁償するのが当然の責務です。正直に申し出ること。

- 例)
- ・お金や物を意図的に盗む。または脅して奪う。
 - ・許可なく人の生活用品を使用する、もしくは借りる。飲食物を勝手に取って食べる。
 - ・図書館の本や音楽室の楽器などを学校の物を手続きせずに持ち帰る。
 - ・ドア、ロッカー、窓ガラスなどを蹴ったり殴ったりして壊す。
 - ・非常用設備を目的外で使用する。

(4) 行き過ぎた男女交際、異性の生活エリアへの立ち入り

本校は男女共学の全寮制高校です。行き過ぎた男女交際（性行為など）、及び、異性の生活エリアへの立ち入り、男女での外泊や深夜の外出は厳禁です。抱き合ったり、手をつないだりすることも禁止です。また、同性でも性行為とみなされるものは禁止です。

(5) 飲酒、喫煙、賭博、違法薬物の所持・使用

法律で禁止されていることは当然許されません。タバコに限らず、ライターや灰皿の所持、同席（一緒にいること）も同等にみなします。一切の賭け事は禁止であり、寮内に賭け事に関する物を持ち込むことも禁止です。

※電子タバコ、ノンアルコールビールも同様の扱いとします。

(6) 学習環境を妨害する行為

生徒全員が集中して学習できる環境を保証するために、次のような行為を禁止します。

- 例)
- ・教師の指示に従わず、授業や集まり（点呼、集会など）を妨害する。
 - ・私語や立ち歩きなどをして、授業や寮の学習時間に真面目に取り組まない。
 - ・廊下や教室などで、大声をあげて騒ぐ。奇声を発する。
 - ・定められた席に着かない。
 - ・授業中に隠れて携帯電話・スマートフォン等を使う。
 - ・ガム、ジュース等の飲食。（※授業規律について入学後に別途資料を配布）

(7) 生活環境を妨害する、又は損害を与える行為

生徒全員が安心し、尊重された生活をする権利を持っています。人の迷惑になる行為を許しません。

- 例)
- ・消灯時間を守らず、夜遅くまで行動し、他人の睡眠を妨害する。
 - ・食堂で騒ぐ、食器を投げ返す、他人の食べ物をとる。
 - ・大音量で音楽を聴く、楽器を演奏する。（必ずイヤホンを使用すること。）
 - ・目的外で非常ベルをならす。放送を無断で使う。
 - ・上下足の区別をつけない。
 - ・備品（タンス、ベッドなど）を許可無く移動させる。
 - ・壁、窓ガラス、机、ロッカー等に落書きをする。ゴミをばらまく。
 - ・マッチ、ライターなどの発火材の持ち込み。
 - ・花火をする。何かに火をつけて燃やす。
 - ・異物混入（他人が口にする飲み物や食べ物に異物を混入する。）
 - ・盗撮。許可なくカメラやビデオカメラで撮影する。

(8) 授業・行事・点呼等のさぼり、遅刻

授業や点呼のさぼりや遅刻は、全体の規律を乱します。「規則正しい生活習慣を身につける」というこの学校の姿勢に反していることを自覚してください。（累積により指導強化あり）

(9) 服装・頭髪・装飾品等身だしなみの違反

だらしない格好、奇抜な格好は人に不快感を与えるばかりか、学校の雰囲気や品位を下げることに繋がります。状況に応じた身だしなみがきちんとできるようにすること。（別途規定あり）

(10) 指導拒否・暴言

教職員はこの学校の全ての生徒が、安全かつ快適に生活し、学習に取り組めるように、ルールを守らない生徒を見逃さず、指導します。その指導を無視することや、反抗することは許しません。また、教職員に対し、暴力的な行為や尊厳を損なう行為を許しません。

- 例)
- ・「うるさい」「死ね」など暴言を吐く。舌打ちをする。
 - ・指導途中にその場からいなくなる。没収を指示した物を出さない。

(11) 無断外出・外泊

外泊に関しては必ず保護者等と担任の許可を得て、所定の手続き（生徒手帳、外泊簿に記入）を行うこと。外出は必ず、外出簿に記入し、行うこと。なお、吉備中央町以外へ外出する場合は担任の許可を得ること。

帰省期間以外に友人宅へ宿泊すること、帰省帰寮時に寄り道することも禁止とする。

(12) その他

①交通違反

全寮生活なので通学時に問題となることはありませんが、外出時、帰省期間中には十分気をつけること。自転車を持ち込むときは生徒指導課に届け出をし、登録証をつけること。自動車、オートバイの運転は全面禁止です。卒業前の自動車学校への入校許可については別途、3年次に説明します。

- 例) ・自転車の二人乗り、傘さし運転
・無免許運転による事故

②不正行為（カンニング等）

考査中のカンニング、及び、それと紛らわしい行為（携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチの使用、持ち込みなど）

③危険物、不要物の所持

学校、寮に危険な物や凶器に代用されそうな物は持ち込まないこと。（※P. 24 参照）

- 例) ・ナイフ、木刀、バット、エアガン、スタンガン、ライター、ガスボンベなど
学校は勉強する場所です。不必要な物は持ち込まないこと（分かった場合は没収）

- 例) ・ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話、スマートフォン
・お菓子、ジュース （※校内での飲み物に関する規定は別途あり）

④携帯電話・スマートフォン等通信機器の使用規定違反（別途規定あり）

⑤禁止区域への立ち入り（別途規定あり）

※アルバイトは保護者等承認の上、学校へ届け出があれば実施可能です。（許可証を発行します。）

★禁止された行為があった場合は、内容、程度によって、指導か処分が科されます。

☆学則より

- 第32条 1. 学校は、教育上必要と認めた場合は、生徒を褒賞又は懲戒することができる。
2. 懲戒のうち、訓告、停学、退学の処分は校長が行う。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（3）正当な理由がなくて出席が常でない者
（4）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者
4. 校長は、生徒が学校の施設又は物品をき損し、又は紛失したときは、その情状によって現品又はその代償の全部又は一部を賠償させることができる。

「処分」については、吉備高原学園高等学校が定めるルールに従い、学則・寮則の規定に照らしながら、「訓告・停学・退学」等とします。懲戒処分の言い渡しは保護者等立会いのもとで行われます。とりわけ、社会的に法律で禁止されている行為などは、学校教育に与える影響が大きいことから重大な処分（退学・進路変更）となる場合もあります。

決められたルールを守り、お互いを尊重しながら、楽しい高校生活を送りましょう。我々、教職員も皆さんと生活を共にしながら、皆さんの生活が充実するように、一生懸命サポートします！

1 1. 服 装・頭髪等身だしなみに関する規定

状況に合わせて身だしなみを整えることは将来の社会生活においても重要なことです。本校では寮での日常生活、通常授業、儀式・式典等、それぞれの場面に合わせた身だしなみに関する規定を次のように設けています。

(1) 制服

- ① 儀式、集会、帰省・帰寮日、その他学校が指示した日には本校指定の制服を正しく着用する。
- ② 6月の帰省週間明けから前期終了（9月下旬）までを夏服とし、半袖シャツの着用を基本とする。それ以外の期間を冬服とし、長袖シャツ、ブレザーの着用を基本とする。
- ③ 防寒着にセーター、ベストを着用する場合は学校指定の物に限る。帰省・帰寮時等校外にてオーバーやコートを着る場合は華美でない物とする。
- ④ 冬服期間はネクタイ・リボンを正しくつける。（シャツのボタンを外し、ゆるめたりしない。）

（ズボン着用時）

- ① カッターシャツの裾は夏冬問わず、常時ズボンの中に入れる。
- ② ズボンをずらして履かない。ベルトの色は黒か茶色とし、必ず着用する。
- ③ 靴下は白、黒、グレー、紺、茶色の単色である物を履く。

（スカート着用時）

- ① 長袖ブラウスシャツの裾はスカートの中に入れる。（半袖は問わない。）
- ② スカートの丈は膝の中央から±3cmの範囲とする。
- ③ 靴下は学校指定の物とする。

(2) 通常授業での服装

- ① 通常授業においては「華美・派手でないもの、清潔感のある物」を基本とする。
- ② 派手な色（ピンク、紫、ゴールド等）や柄（ラメ、ヒョウ、迷彩等）および奇抜なプリントのついた服は禁止する。
- ③ 肌の露出が多い服（タンクトップ、ミニスカート等）は禁止する。
- ④ 奇抜な形の服や寝間着と区別がつきにくい服（スウェットパンツ等）は禁止する。

(3) 自由装（寮内、休日の外出時等の服装）

- ① 自由時間の服装は「寮・学校の風紀を乱さない物、他人に不快感を与えない物」を基本とする。
- ② 周囲に違和感を与える物（着ぐるみ、コスチューム等）は禁止する。
- ③ 服を着ない、あるいは下着のみで歩く等、周囲へ不快感を与える行為を禁止する。

(4) 頭髪

- ① 爽やかで清潔感が感じられる髪形であることを基本とする。
- ② 染色、脱色など髪毛の色を変えることや、パーマ、付け毛等形状を変えることを禁止する。
（※生まれつきのパーマ、赤毛は入学時に知らせておく。）
- ③ 特殊カット（ライン、極端な段差等）は禁止する。

(5) その他

- ① ピアス、ネックレス等のアクセサリ類はいかなる場面においても一切禁止とする。
- ② 化粧（色付きのリップ含む）はいかなる場面においても一切禁止とする。
- ③ ヘアピン、ヘアゴムについては、制服着用時、及び、通常授業時には、黒または茶色の物に限る。
- ④ カラーコンタクト、及び、サングラス等色付きレンズを使用した眼鏡は禁止する。
- ⑤ 眉毛の加工、髭を生やすことを禁止する。
- ⑥ マフラーや手袋等は、授業や集会等では身につけない。
- ⑦ 校内・寮内共に、スリッパは学校指定の物を履く。登校時の靴は高校生らしい物とする。サンダル、スリッパ、ヒールは禁止する。
- ⑧ 行事等で特別な格好をする場合は、必ず生徒指導課に届け出をし、許可を得る。

12. 携帯電話等通信機器に関する規定

本校は、寮での共同生活による人間的なふれあいを通し、コミュニケーション能力を養うことを目指しています。そのため、通信機器の使用は必要最低限に留めてもらいたいと考えています。快適な寮生活と厳粛な学習環境を維持するためには、各個人が利用方法を十分注意する必要があることを理解してください。持ち込みと使用に関しては以下の規定を必ず守ること。

(1) 通信機器使用申請書

携帯電話等通信機器を持ち込む場合は、「通信機器使用申請書」を提出し、許可を得なければならない。無許可での使用がわかった場合は、担任より直接保護者等へ返却する。

(2) 使用時間

使用可能な時間は次のとおりとする。

朝清掃終了 ～ 登校準備 7 : 30 ～ 8 : 30 (休日は8 : 20～)

放課後 ～ 消灯 16 : 00 (午前授業日は13 : 00) ～ 22 : 30

※ただし、点呼の時間は使用禁止とする。

(3) 使用場所

寮室内での使用を心がけること。特に通話については寮室内のみとする。(※届け出れば、面会室での通話も許可される。) 放課後や休日に校外での通話も可能とする。HPの閲覧等通話以外の機能の利用は学習室の自席においても可能とする。なお、公共場所である、風呂・脱衣場、トイレ・洗面所では一切の使用を禁止とし、廊下を歩きながら画面を見ることも禁止とする。また、校舎(グラウンド、体育館含む)への持ち込み、使用は放課後であっても一切禁止とする。

(4) 使用上の心得

- ① 通話時の声や操作音等が、周囲の迷惑にならないよう十分気を配ること。また、音楽、ゲーム機能等の利用時には、周囲に音が漏れないように必ずイヤホン等を使うこと。
- ② 機器本体に限らず、Wi-Fi ルーターや通信機器のテザリング機能等を利用した通信回線の貸借については一切禁止する。
- ③ 機器の個体番号を控えておく、または、ロックをかける等セキュリティー対策には万全を期すこと。また、通信回線においてもアカウントが他人に使用されることがないようにパスワード、ID等の管理を徹底すること。
- ④ インターネット利用に際しては、その危険性を十分理解し、フィルタリングの設定を行うこと。迷惑メールやチェーンメール等にはアクセスしないこと。
- ⑤ 個人情報の流出に注意し、他人の情報や写真はもちろん、学校、寮の情報、写真をSNS等へ書き込まないこと。他人への誹謗中傷や、学校の品位を下げるような情報を発信しないこと。
- ⑥ 高いコスト意識を持ち、無駄なく効率的な利用を心掛けること。

(5) 違反に対する指導

- ① 他人の通信機器、及び、通信回線を使用することを禁止し、懲戒処分の対象とする。
- ② いじめや嫌がらせ行為(SNSでの誹謗中傷等)、及び、不適切な情報発信に関しては、厳格に対応し、懲戒処分を行う。
- ③ 通信機器使用規定違反で懲戒処分を受けた者の携帯電話の使用は、当面許可をしない。
- ④ 登校から下校までの間に校内への携帯電話の持ち込みがあった場合、教員が没収し、放課後本人に返却する。違反が重なる場合は、特別指導(校内指導、保護者等召喚、使用禁止等)の対象とする。また、授業中の使用は授業妨害と捉え、初回から特別指導の対象とする。考査中への持ち込み、及び、使用はカンニング(類似行為含む)とみなし懲戒処分対象とする。

(6) その他

- ① 機種変更、番号変更した場合は、新たに使用申請書を提出すること。
- ② パソコンについてはノート型のみ認めるが、デスクトップ型は禁止とする。
- ③ スマートウォッチ等のウェアラブル端末についても全て同じ扱いとする。
- ④ その他、不明な点があれば生徒指導課に必ず申し出ること。

1 3. 学 用 品

(1) 教科書・辞書について

- ① 使用する教科書・副教材は、入学式の日販売します。

選択した科目によっては後日、教材を別途購入していただくことがあります。

- ② 辞書

辞書の購入は強制ではありませんが、活用することでより深い学習ができますので、可能であればご準備ください。(国語辞典、漢和辞典、古語辞典、英和辞典 ※電子辞書でも可)

- ③ ノート等の文房具類

P. 2 4 ④ 学用品 を参照のうえ、入学までにあらかじめご準備ください。

(2) 制服・体操服・実習服等について

制服・体操服・上履・体育館シューズ等は、入学・入寮説明会当日に注文を受け、制服はご自宅へ配送します。体操服・上履・体育館シューズは、寮へ搬入します。

(3) その他学用品

必要なものが生じた場合は、入学式以後に購買で購入できます。

P. 2 4 ④ 学用品を参照のうえ、予めご準備ください。

1 4. 「留学」および「語学研修」について

本校では以前より諸外国での高等学校教育をもって本校の単位として認定する「留学」に関する規定が整備されています。

昨今、長期間に及ぶ留学ではなく、3か月未満の海外滞在において、語学を含む見聞を広めるために海外での学習を希望する相談が増えてきたため、「語学研修(単位認定を伴わない短期の留学)」の規定を整備しています。

希望者には別途詳細をお知らせいたしますが、概略については下記のとおりです。

「留学」ならびに「語学研修」をご希望される際は、事前にご相談くださいますようお願いいたします。

～ 概 略 ～

- ・期間の長短にかかわらず、希望者は学校への申請と許可が必要です。
- ・内容によっては、許可されない場合があります。
- ・本校から特定の業者への斡旋は行っておりません。
- ・語学研修の期間が授業日にかかり、公欠扱いを希望する場合は所定の申請の後、許可された者にのみ期間を限定して認めます。
- ・語学研修期間中の本校における費用は、別途定めております。

15. 経 費

(1) 入学時納付金

入 学 金	10万円 (入学時まで)
入 寮 費	20万円 (入学時まで)
計	30万円

(2) 学費

授 業 料 3.3万円 (月額)・・・授業料については、就学支援金を控除した額
(後日決定)を納入していただくこととなります。

(3) 学費(寮費)

食 費	3.2万円 (月額)
管理運営費	2.8万円 (月額)・・・寮に必要な電気・ガス・水道・燃料並びに、 消耗品、修繕費関係等の諸経費となります。
計	6万円

*授業料等及び寮費については、2ヶ月分を1期～6期に分け、偶数月の20日(*休業日の場合は翌営業日)に納入していただきます(但し、1年生の第1期については別途通知いたします)。なお、上記の費用は年間経費を12分割したものを月額として表記しています。

(4) 進路指導費

1年・3年生	年額	8,000円
2年生	年額	10,000円

(5) PTA会費 年額 12,000円

(6) 生徒会費 年額 5,000円

(7) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター「災害共済給付」掛金

年額 1,750円

(8) ICT推進費 年額 30,000円 (15,000円×2回)

(9) その他諸経費

1. 修学旅行経費
2. リース布団代・・・(P.23 参照)

*上記の(4)から(8)の共通経費は、入学許可をされた日を基準と定めており、納入につきましては後日連絡をいたします。また、(9)その他諸経費についても、入学後に連絡をいたします。

(10) 入学時の主な購入物品の経費(必ず購入していただくもの)

男 女 共 通			
教科書	約 33,000円	クロムブック	約 100,000円
体操服	12,400円	体育館シューズ	3,500円
寮スリッパ	1,900円	学校スリッパ	1,900円

合 計 約 15万円

男 子		女 子	
制 服	31,100円	制 服	31,000円
長袖カッターシャツ	3,900円	長袖ブラウスシャツ	3,500円
半袖カッターシャツ	3,650円	半袖ブラウスシャツ	3,300円
ネクタイ	1,650円	リボン	1,150円
		ソックス	850円

(希望により、ニットセーター 5,400円、ニットベスト 4,900円も販売します。)

合 計 約 4万円 (男子)

合 計 約 4万円 (女子)

※制服・体操服についてはクレジット払いで、上履き、体育館シューズ、教科書類は、入学式の日に支払い(現金)をしていただきます。

※その他、選択科目による教材 約1万円が必要となります。(入学後にお知らせします。)

(11) 吉備高原学園高等学校寮に係る納付額並びに徴収等（一部再掲）

1. 生徒が寮においての私生活のために使用する経費は、生徒の負担とし、その負担区分は、次のとおりとする。

区 分	金 額	備 考
入 寮 費	200,000円	入学時納付
食 費	32,000円/月	食費と管理運営費は2か月ごとの年6回の納入とする。
管理運営費	28,000円/月	

注1. 入寮費は、入学時のみの納付となる。

注2. 食費は、学校が定めた帰省の期間も含める。

注3. 管理運営費は、電気・ガス・水道・燃料等の光熱費、また寮で必要な消耗品関係、修繕関係の経費を含める。

2. 寮に係る経費については、吉備高原学園高等学校学則第30条を基に、吉備高原学園高等学校授業料等取扱細則第10条の特例（抜粋）を次のとおり適用する。

- (1) 休 学 者 寮管理運営費の半額及び寮食費の免除
(2) 留 学 者 1か月を超える者の寮管理運営費の半額及び寮食費の免除
(3) 長期欠席者 1か月を超える者で学校が認めた者の寮食費の免除
(4) 免 除 期 間 (1)～(3)の免除期間は、その始期の属する月の翌月から、その終期の属する月の前日までとする。但し、その始期が月の初日である場合には、その始期の属する月から免除を行う。
また、その終期が月の末日である場合には、その終期の属する月まで免除を行う。

(12) 銀行口座の開設と運用について

- ①学校では、紛失事故等を防止するため、生徒の現金所持は5,000円以内としております。
②授業料などの経費納入や生徒への送金のため、入学式までに、本校が指定する銀行（中国銀行）に、生徒または保護者等名義の口座を開設願います。
③インターネットバンキングか「ちゅうぎんアプリ」に登録されると、残高確認等に便利です。
また、キャッシュカードは、必ず保護者等で保管してください。
④本校指定の銀行に開設した口座の印鑑は、入学後生徒本人が持ち、通帳は学校で預かります。
⑤現金が必要な場合は、生徒自身が「払戻請求書」に必要事項を記入し、担任に届け出ることになっています。払い戻し後は、担任から生徒へ現金を手渡しします。
⑥生徒が払戻請求書にて通帳より出金する際に、使用用途に応じて下記の記号を払戻用紙に記入した場合は、通帳に下記の記号を記載します。

通帳記載記号一覧		
帰省費・・・「キ」	小遣い・・・「コ」	検定料・・・「ケ」
部活動関係・・・「ブ」	治療費・・・「チ」	その他・・・「ソ」

(13) 学校法人吉備高原学園 吉備高原学園高等学校入学金減免規程

(目的)

- 第1条 この規程は、吉備高原学園高等学校（以下「本校」という。）を卒業した者の子弟または、弟妹が入学する場合、及び兄弟姉妹が同時在籍となる場合に、入学金の一部免除を行い経済的負担の軽減を図るものである。

(対象)

- 第2条 この規程による対象は、次のとおりとする。

- (1) 父親または母親が本校を卒業し、その子が入学する場合
(2) 兄または姉が本校を卒業しており、その弟または妹が入学する場合
(3) 兄または姉が本校に在籍しており、その弟または妹が入学する場合

(免除)

第3条 前条に該当する者で合格し入学する者に対して、別紙様式1の保護者の申請により、入学金を次のとおり免除する。

(1) 前条(1)及び(2)の場合・・・半額

(2) 前条(3)の場合・・・全額

2 入学金納入後、辞退された場合は返金しないものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃については、職員会議の議を経て理事会にて行う。

(事務)

第6条 この規程の事務は、本校事務室で行うものとする。

附則

この規程は、平成24年度入試から適用する。

附則

この規程は、令和7年度入試から適用する。

16. 入寮時までの準備

皆さんはこれから吉備高原学園高等学校の生徒として寮生活をはじめるわけですが、これから少しずつ準備をはじめてください。以下、入寮までの準備について列記します。

(1) 健康管理について

○近視や乱視等は、目にあった眼鏡とコンタクトレンズの両方を整え、授業や生活に支障がないようにしておいてください。

○虫歯、眼疾患、皮膚疾患、耳鼻疾患等は、できるだけ入学前に治療をすませてください。特に伝染性のある病気は全治しておいてください。

○アレルギー疾患のある場合は、薬の処方を受け必ず持参してください。

○内科、整形外科を受診する場合は、吉備高原都市内にある吉備高原医療リハビリテーションセンターへ通院することになりますが、それ以外の診療科目については、岡山市、高梁市、総社市等遠方への通院になります。持病のある人は入学前にできるだけ完治を目指してください。

○突発的な傷病を除き、定期通院が必要な人は、帰省中に通院するようにお願いします。(特に歯の治療は、地元で必ず完治させてください)

(2) 生活習慣について

○寮生活の日課に即した生活ができるよう努めてください(特に起床、就寝時間)

○身のまわりのことは自分で行うよう努めてください(部屋や机上の整理整頓、食事の後始末、寝具や衣類の整理、衣類の洗濯、乾し方、たたみ方、アイロンかけ等)

○電気やガス、水道などの節約に努めてください。(寮では朝の入浴などはできません)

○間食の習慣をできるだけなくし、偏食がないように努めてください。

○入学前に散髪をしておいてください。

○礼儀正しい言葉遣いと挨拶ができるよう努めてください。

(3) 学習習慣について

○中学校の復習を行い、整理しておいてください。

○入学前に配布されている学習教材にできる限り取り組んでおいてください。

17. 学校保健関係の書類について

(1) 保険証（もしくは保険証登録のあるマイナンバーカード）

生徒が傷病等で受診する場合、保険証（もしくは保険証登録のあるマイナンバーカード）が必要となります。帰省や帰寮の際に、本人が携帯していることを確認してください。

(2) 国民健康保険の遠隔地の手続きについて

国民健康保険に加入されている方は、修学のために転出手続きをされる際に、お住まいの市区町村所窓口等にその旨をお申し出ください。

(3) その他の遠隔地の手続きについて

住所地を異動される際に手続きが必要になる場合があります。所属の保険者にご確認ください。

18. 入学後の健康診断結果通知について

健康診断後の結果は、精密検査が必要な方や異常所見があった方にのみ、生徒による持ち帰り文書又は、郵送でお知らせしています。精密検査が必要な方や異常所見があった方は、医療機関で受診して頂き、その受診結果を元に、県への報告が必要となります。速やかな受診と書類提出のご協力をお願いします。

19. 寮での持ち物について

(1) 寮で用意してある物

- ① 校内、寮内ともに冷暖房完備。「エアコン使用に関する規定」を基に運用。
- ② 寮室 … 個人使用 ○ベッド（照明・引き出し付き、畳敷きサイズ198×99cm）
○洋服ダンス（サイズ180×70×80cm、引き出し3段、サイズA4・高さ11cm）
- ③ 学習室 … 個人使用 ○学習机・椅子（照明付き） ○学用品キャビネット（サイズ88×88×38cm）
共有使用 ○扇風機
- ④ 洗面所 … ○洗濯機 ○乾燥機 ○ヘアドライヤー ○アイロン ○アイロン台
- ⑤ その他 … ○テレビ
○公衆電話（男子寮・女子寮各1台） ○自動販売機（飲料）
○冷水器 ○湯沸器 ○IHヒーター

(2) 寮の収納スペースと生活空間

- ① 寮内の収納場所は、寮室の「タンス」と「ベッド備え付けの引き出し」と、学習室の「キャビネット」のみです。それ以外の棚など収納具類や座椅子、簡易机などの家具類は持ち込み禁止です。
- ② 生活用品は、帰省日までの約1か月の寮生活に必要な最低限度の品物を準備して、収納できる量にとどめ、常に整理・整頓を心がけてください。
※収納できない量の持ち込みは、同室で生活している他の生徒への迷惑になります。
- ③ 帰寮日には季節に合った衣類を持参し、季節に合わない衣類は帰省日ごとに持ち帰るなど、こまめに全体の量を調整してください。

(3) 入寮時に準備する物

- ① 寝具（掛布団・敷布団・毛布・枕・シーツ） **P28 リース布団の申し込みを参照**

寮では、あらゆる感染症の蔓延を防止するための対策として、全員に『リース布団』の利用をお願いしています。『リース布団』は、年10回程度、80～90℃の熱風処理（約30分間）により、殺菌処理を行い、シーツ交換が行われますので清潔に利用できます。リースについては、保護者等の方で、入学前に業者と手続きをしてください。毎年更新ですのでご注意ください。

【リース会社】

小山株式会社 TEL 082-846-2255

リース料は寝具一式並びに毛布で**1年間、37,400円（税込）**となります。

※同封の払込取扱票での入金をお願いします。

- ② 生活常備品（寮室用）

ア 衣類一式（下着、シャツ、ズボン、ソックス、ハンカチ、防寒着、運動靴等）

イ 洗面用具一式（洗面器、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、バスタオル、石鹸、シャンプー、リンス等）

- ウ) 洗濯用品 (洗濯用洗剤、洗濯バサミ、洗濯カゴ等)
- エ) その他日用品 (ハンガー、個人用ゴミ箱、ティッシュ) ◎雑巾5枚を回収します
- オ) タンス用の鍵 (チェーン又はワイヤー状の鍵で、タンスを傷つけないビニールカバー付
直径1cm以内、ダイヤル式は不可)
- ③ 非常用品 (寮室用)
 - ア) 常備薬
 - 内服薬 …… 持病があり、日頃より服薬するよう指示を受けた者のみ、持参
生徒間での薬の貸借は禁止 (副作用の危険性防止のため)
 - 外用薬 …… 救急用絆創膏、湿布など (運動部に入部予定の生徒は、必ず持参)
 - その他 …… ◎電子体温計、◎不織布製マスク (使い捨てタイプ50枚程度持参)、
爪切
 - イ) その他
 - 裁縫用具 (白糸、黒糸、ぬい針、はさみなどのソーイングセット)
 - 雨具 (かさ、カップ)、懐中電灯、水筒 (保温機能があるもの)
- ④ 学用品
 - ア) 学用品一式 (P19、13. 学用品参照)
 - 中学校の教科書、参考書類、辞書類、ノート (約15冊)、ファイル (書類やプリントの
整理用) 数冊、文房具類一式 (筆記用具、のり、はさみ、セロハンテープ等)、12色色鉛
筆、油性細マジック (記名用)、USBメモリ (授業での提出用、名札タグをつける、容量
は4G程度)
 - イ) カバン・袋類 (通学用のリュック、着替えを入れる袋など)
- ⑤ 「入学・入寮のしおり」 (本冊子のみ、もう一冊は家庭用)
- ⑥ 銀行印 (本人保管)
- ⑦ 健康保険証 (原本) ※貴重品用の袋があるとよい

(4) 持って来てもよい物

- ① 目覚し時計
- ② カメラ (高価なものは避ける)
- ③ 音響機器 (CDデッキ・プレーヤー等で場所をとらない物、コンポ、スピーカーは不可)
- ④ 携帯用小型ゲーム機
- ⑤ 電気シェーバー
- ⑥ 菓子類、インスタント飲料 (コーヒー・紅茶など)、乾燥麺類 (カップ麺は不可)
- ⑦ 片手鍋 (IH対応)、箸、スプーン、器 (割れにくい素材) など一人分
- ⑧ 自転車 (保管は屋外の自転車置き場です。各自で防犯登録、任意保険加入をしてください。)
- ⑨ 携帯電話 (P. 17 参照 使用申請書が必要となります。また、使用に伴う内規もご確認ください。)
公衆電話を利用する際のテレフォンカードは、学校事務室でも販売しています。

(5) 持って来てはいけない物

- ① 電気器具 上記(4)③音響機器、⑤電気シェーバー以外の電気器具は持ち込みを認めていません。
例) ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気毛布・敷毛布、アイロン、電気スタンド、卓上扇風機
テレビ、ゲーム機 (モニター付TV接続型等)、プロジェクター ポータブル掃除機
大型楽器 (電子ピアノ、ドラムセット等)、電気調理器具 (炊飯器、湯沸しポット等)、冷蔵庫
- ② 火気器具 (ライター、マッチ、カセットコンロ、チャッカマン等)
- ③ 有害玩具 (マージャンセット、花札、エアガン、花火、ラジコン等)
- ④ 装飾品 (ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪、カラーコンタクト、エクステ等)
- ⑤ 化粧品 (マニキュア、ペディキュア等を含む)
- ⑥ 刃物類 (果物ナイフ、カミソリ、包丁、カッターナイフ等)
※授業、実習等で使用する刃物は学校で用意しています。給湯室で使用する果物ナイフ・まな板は寮
事務室で貸し出します。
- ⑦ **カップ麺、缶類、ビン類** (ごみの分別、リサイクル、衛生面を考慮して禁止しています)
- ⑧ 動植物
- ⑨ 家具類 (本棚、座椅子、簡易机、テーブル等)
- ⑩ その他、高価・高級な物や寮生活に必要なと思われる物

※持って来てもよい物といけない物の区別が困難な場合は、担任または舎監に尋ねてください。

※ノートパソコン (デスクトップは不可) とギター、ベースについては、禁止とはしていませんが、
高額でもあり、持ち込みについては慎重に判断してください。これまでも、貸し借りや破損などで、
トラブルを生じたことがあります。持ち込む場合は、徹底した自己管理ができることが条件となります。

20. 日本スポーツ振興センター（保険）

学校の管理下で災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生したときに、災害給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行う生徒のための共済制度です。

日本スポーツ振興センターの行う「災害共済給付」は公的制度で、次のような特色を持っています。

- ① 安い掛金で、高額な給付が行われます。
- ② 学校の責任の有無にかかわらず給付が行われます。
- ③ 突然死や熱中症などの場合でも、給付が行われます。

給付の範囲

（１）給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災 害 の 範 囲	
けがや病気の場合	医療費総額が5,000円以上のものが対象となる。	
障害が残った場合	けがや病気による後遺症で、その程度により1級～14級に区分されます。	
死亡した場合	事故や病気による死亡。	
	突 然 死	心臓疾患などの場合
		ただし、体育でのマラソンなど激しい運動中など

（２）学校の管理下の範囲

学校管理下となる場合	例
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業中	・各教科（科目） ・特別活動中（ホームルーム、修学旅行、大掃除等）
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中	・部活動、生徒指導、進路指導等
3. 休 憩 時 間 中	・始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路、方法による往復中	・登校中、下校中
5. 学校外で授業等が行われるとき、 その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎 との合理的な経路、方法による往復中	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居 との間の往復中等 ・帰省時、帰寮時
6. 学校の寄宿舎にあるとき	

（学校安全災害給付関係資料より）

- 本校在学中は、学校・寮・家庭への送迎など、多岐にわたる生活場面での不慮の事故に備え、全員加入していただきます。
掛け金の納入については、生徒会費やPTA会費等の案内と共に連絡します。
- 医療費の給付については、授業料の通帳に入金させていただきます。また、給付のお知らせは学校からの通知文等に併せて同封させていただきます。
- 1ヶ月で治療が終了しない場合は、継続用紙が必要となることから、保健室へ申し出てください。

注）日本スポーツ振興センターの掛金につきましては、掛捨ての保険であり、一括納入。

月払いはできませんし、払戻も出来ません。

注）吉備中央町の小児医療費給付を申請した場合は、「療養に伴って要する費用」として医療費総額の10分の1が支給となります。

2 1. 学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が学校感染症（下記に記述）に罹患した場合、また、その疑いがある場合、校内・寮内での蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることとなります。

（1）学校感染症により「出席停止」とみなされる場合

- ① 本校教員引率にて医療機関へ通院し、学校感染症と診断された場合
 - ② 地元にて通院し、診断書または証明書を学校へ提出した場合
 - ③ 本人ではなく、家族が 第1種・2種の感染症にかかっている場合、または地域に流行している場合等で、医師により帰寮の停止を指示された場合
- ※ 出席停止の期間は、欠席の記録にはなりません。
- ※ インフルエンザやウイルス性胃腸炎（嘔吐下痢症）等、感染性の高い病気と診断された場合も同様です。完治してから『登校許可願』（本校の様式）を提出していただきます。

（2）学校感染症の種類について

【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、ポリオ、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、南米出血熱、痘そう、特定鳥インフルエンザ（インフルエンザウイルスH5N1・H7N9）、中東呼吸器症候群

【第2種】

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス

【第3種】

腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

その他の感染症（※条件によっては出席停止の必要があります）

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、ウイルス性胃腸炎（嘔吐下痢症）肺炎球菌感染症、带状疱疹、伝染性膿痂疹（とびひ）、頭ジラミ他

（3）感染症の予防について

全寮制の生活を守るために、新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザ・風邪に対してもその予防に努めています。『手洗い』と『うがい』の習慣づけとともに、『マスク着用』の指導を行います。また、過労や睡眠不足などで身体の免疫力が低下すると感染しやすくなることから、日頃から規則正しい生活と十分な睡眠をとることが大切です。

（4）服薬について

- ① 本校では、総合感冒薬（風邪薬）鎮痛・解熱剤（痛み止め・解熱）の服用に対し、細心の注意を払っています。インフルエンザに罹患した場合、総合感冒薬や鎮痛・解熱剤の服用によってインフルエンザ脳症を引き起こすことがあります。抗インフルエンザ薬『タミフル』『リレンザ』『イナビル』『ラピアクタ』の服用による10代の異常行動が報告され、中止されたこともあります。厚生労働省は、タミフルに限らず、リレンザ・イナビル・ラピアクタも注意が必要であると忠告しています。こうした理由から在寮時に受診させた場合には、原則処方して頂いておりません。但し、どうしても保護者等が処方を希望される場合は、保護者等の観察下にある自宅に帰省してからの服用とさせていただきます。
 - ② 女子の生理痛がひどい場合等で、やむを得ず鎮痛・解熱剤を服用する場合は、かかりつけの医師や薬剤師などにご相談の上、現段階では最も適しているとされる『アセトアミノフェン』を主成分とする薬品であることを確認して持参させてください。
- ※ 持参する薬は、『生徒保健調査票』に必ずご記入ください。
- ※ 基本的には、自己管理をお願いします。心配な面がある方は申告願います。

（5）感染症の対策に『リース布団』の申し込み

感染症の感染予防対策として寝具の衛生管理は不可欠です。本校では学校医の指導の下、寮生全員がリース布団の利用を原則としています。定期的に乾燥、シーツ交換、クリーニングすることで感染症の蔓延防止にもつながることをご理解ください。

2.2. 事務室

本校の事務室では、生徒の皆さんが学校生活を送れるよう手助けをしています。
事務室の行う業務は入学から卒業までに必要な以下のことを扱っています。

1. 各種証明書関係

事務室にある「証明書申込書」に記入し、手数料を添えて提出してください。2日後の発行になります。本校のホームページから様式をダウンロードして郵便請求することも可能です。

1) 学生割引（学割）

この学割は、鉄道（JR）を利用して帰省や帰寮並びに旅行等で、片道101km（出発地から到着地）以上が対象で運賃が2割引きとなります。

2) 在学証明書

この証明書は、寮生活となるため保険証等の遠隔地の申請や各奨学金等の申請に必要な証明書の証明書です。

3) 在寮証明書

この証明書も在学証明書と同様ですが、保護者等の方で申請に必要な証明書をご確認ください。

4) 成績証明書

この証明書は、本校を卒業された後に、進学等をされる場合に必要となる証明書です。

5) 卒業証明書

この証明書は、本校を卒業された後に、転職や進学等で必要となる証明書です。

6) その他

各市区町村への手当の申請など、上記以外の証明が必要な場合は、事務室までお問い合わせください。

7) 各種証明書発行に関わる手数料

証明書関係	一通（枚）	手数料	備考
学生割引（学割）	一枚	20円	往復の場合は、2枚（40円）となる場合もある。
在学・在寮・成績 卒業・その他	一通	200円	

2. 各種奨学金関係

岡山県、広島県、島根県、鳥取県、山口県、兵庫県、大阪府等は、取扱要綱があります。

ご希望の方は事務室へお問合せ下さい。

※その他の県の奨学金等につきましても、出身地の教育委員会へ申請できます。

奨学金については償還義務もありますことを申し添えます。

3. 就学支援金関係

就学支援金に関しては、事務室までお問い合わせください。

4. 兵庫県授業料等軽減制度について

兵庫県に保護者等が在住されている方は、一部授業料等が軽減される制度があります。

7～8月頃にご案内しています。詳しくは事務室へお問い合わせください。

5. 奨学給付金制度（非課税世帯等対象）

保護者等在住の都道府県ごとに非課税世帯等対象とする給付金制度があります。周知方法については一覧表のとおりとなります。都道府県ごとにご案内の時期が異なりますのでご注意ください。必要書類については学校ホームページにもご案内しております。

	岡山県内在住	岡山県外在住
住民税非課税世帯に該当	・ 申請書類等の案内を学校から郵送（連絡不要）	・ 案内文と在学証明発行申込書を学校から郵送（連絡不要）
住民税非課税世帯に該当しない	・ 原則郵送物なし ・ 家計急変制度に該当する可能性がある場合、学校に連絡し申請書類等の郵送を受ける。	・ 原則郵送物なし ・ 家計急変制度に該当する可能性がある場合、学校に連絡のうえ、在学証明等の申請必要書類の発行申込。

- 各都道府県給付金関係ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

- 給付金関係学校ホームページ（Home > 学校紹介 > 6つの特色 > 学費・奨学金）

<http://www.kibikogengakuen.ed.jp/school/expense/>

23. 福利厚生関係

購 買

販売場所 : 学校事務室
販売時間 : 8:20～16:30
販売内容 : 上履き、体育館シューズの追加注文
文房具（鉛筆・消しゴム・ノート・ボールペン・USBメモリ等）

売 店

食堂棟に売店を併設しております。

営業時間

- ・月曜日～金曜日 18:00～19:40
- ・土曜日 18:00～19:40
- ・日曜日 18:20～19:40

販売内容

- ・生活品（洗剤・石鹸・シャンプー・歯ブラシ・練歯磨き等）
- ・お菓子類・菓子パン・アイスクリーム
- ・ペットボトルジュース（500ml）

24. 学生総合保険（任意保険）

- 「学生総合保険」は任意のものです。寮生活や学校生活で思いもよらないことが起きることも想定し、万が一に備えて加入されることを強くお勧めします。

（寮や学校で備品を破損した場合は故意でなくても弁償となります）

- {例}
- ・はずみでガラスを割ってしまった。
 - ・その時、破片で友人が怪我をした。
 - ・自分も傷を負った。
 - ・自転車で接触事故があり、本人も転倒した。

このような場合、ガラス代や、友人への治療費、自分自身の怪我の治療費などが補償されます。

- いずれの保険会社であっても、同類の保険に加入されるようお勧めします。なお、手続きは本人・保護者等と保険会社間での契約手続きで行うこととなります。

○自転車に乗る際の確認事項

平成26年度より道路交通法が改正され、高校生も道路交通法違反の対象となっています。本校では、県の指導により、自転車を持参される場合には、『自転車加害者事故賠償責任保険』へ加入していることを前提にご持参いただいています。

※本校ご紹介の学生総合保険（谷川保険）では、ご契約一覧表の『個人賠償保険金額』の中で保障されています。他の保険会社で、加入される場合には、必ず確認をお願いします。

※高校生の人身事故は、8割が自転車乗車中の事故です。自転車事故による高額な損害賠償が問題となっています。

25. 生徒・担任への連絡方法と帰省・帰寮時間について

(1) 生徒に連絡を取りたい場合

寮へ電話して、保護者等のお名前と、お子様の学年・組・氏名を、寮当直の舎監にお伝えください。舎監が保護者等から電話があったことを該当生徒に伝え、生徒自身のご自宅（または指定番号）へ折り返し電話をします。但し、寮の生活時間帯によっては（食事中、入浴中、学習時間中等）すぐにできないこともあります。また、携帯電話並びに公衆電話を利用できる時間帯は、22時30分までです。

（※緊急を要する場合は、その限りではありません）

男子寮事務室：0866-56-8201

女子寮事務室：0866-56-8231

(2) 担任に連絡を取りたい場合

① 生徒在寮期間中であれば、平日17時までと、土曜日の13時までは、学校教員室へお電話ください。平日の18時以降や、土曜日の午後、日曜日は寮へお電話ください。担任が不在の場合は、連絡を取って折り返し電話をいたします。

② 生徒帰省期間中は、学校教員室：0866-56-8212へお電話ください。

(3) 生徒に手紙や荷物を送り届けたい場合

男子寮・女子寮の区別及び、学年・氏名を明確に記入してください。寮の事務室で受け取り、責任を持って舎監が本人に手渡します。

記入例

〒709-2393 岡山県 加賀郡 吉備中央町 上野2400番地

吉備高原学園高等学校 **男子寮 又は 女子寮、学年**

本人氏名 行 **※必ずフルネームで記入**

(3) 生徒の帰省・帰寮について(具体的な帰省・帰寮日は、年間行事予定行を参照して下さい)

帰省日（寮から自宅へ帰る日）

9：15に学校正門発岡山駅行き臨時バスが運行されます。

12：00以降は寮を閉鎖します。保護者等が寮に迎えに来られる場合は、午前中にお越しください。

帰寮日（自宅から寮へ来る日）

14：00岡山駅⑥番乗り場発学校行き臨時バスを運行します。

帰寮時刻は13：00～16：00の間です。帰寮日13：00までは閉寮しています。

16：30のホームルームに間に合うように帰寮してください。

※本校では帰省日、帰寮日を授業日にカウントしています。したがって、帰省日のHRに不参加の場合は欠席扱いとなります。また帰寮日のHRに不参加の場合も欠席扱いとなります。（公共交通機関の遅れは公欠扱いとします）

※生徒の安全確認のため、帰寮時間が遅れる場合、体調不良や諸事情により帰寮ができない場合は必ず家庭から学校へ連絡をしてください。

※臨時バスの時間は行事等で変更になる場合があります。

※生徒には帰省日、帰寮日ともに制服の着用を義務付けています。

※お車で学校に来られる場合は徐行運転の上、正門→寮前→北門の一方通行でお願いします。

※感染対策の一環として、帰省・帰寮時間を変更することがあります。

○学校所在地

〒709-2393

岡山県加賀郡吉備中央町上野2400番地

電話 (0866) 56-8211 (代表)

(0866) 56-8212 (職員室直通)

FAX (0866) 56-8214

○男子寮・女子寮所在地

〒709-2393

岡山県 加賀郡 吉備中央町 上野 2400番地

吉備高原学高等学校 男子寮 または 女子寮

男子寮 (0866) 56-8201

女子寮 (0866) 56-8231

○web サイト 吉備高原学園公式サイト案内

吉備高原学園高等学校 Web サイト, Kibi log URL http://www.kibikogengakuen.ed.jp/ 『Kibi log』では、学校生活の様子などを随時発信しています。	
YouTube 公式チャンネル 外部向け広報用動画を公開しています。	
YouTube 公式 KOHO チャンネルB 広報用動画の他、在校生・保護者等向けの動画（学校行事など）を公開しています。	
公式 Facebook 「吉備高原学園高等学校」 URL https://www.facebook.com/kibikogengakuen2023/	
公式 Instagram 「kibikogengakuen」 URL https://www.instagram.com/kibikogengakuen/	